

令和7・8年度 茨城県南水道企業団 競争入札参加資格審査申請について

令和7・8年度において、茨城県南水道企業団が行う競争入札に参加を希望される者の資格審査に係る受付を下記のとおり行います。当企業団の競争入札に参加できる者は、資格審査の結果、競争入札参加者名簿に登載された者に限られます。

- 1. 有効期間** 令和7・8年度（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
- 2. 受付期間** 令和6年11月1日（金）～11月30日（土）当日消印有効
- 3. 提出方法** ○郵送
【郵送先】 〒301-0042
茨城県龍ケ崎市長山1丁目5番地2
茨城県南水道企業団 企業長 佐々木 喜章
（朱書で「入札指名参加願提出」と記入）

4. 申請業種区分

- I. 建設工事関係
II. 測量・建設コンサルタント関係
III. 物品製造等、役務提供、その他

5. 資格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で、申請日の前日までに復権を得ない者
- (2) 当企業団の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第167条の4第2項(自治令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく入札参加制限を受けた者で、当該事実の後2年を経過していない者
- (3) 銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められた者
- (4) 入札参加資格審査に係る申請書等において重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 納付すべき税（市町村税、県税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税）に未納がある者(分納中の場合を含む)
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (7) ア 建設工事にあつては、経営事項審査を受けていない者
イ 建設工事にあつては、社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険に未加入の者（保険の適用除外者を除く）
※社会保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況については経営規模等評価結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄を用いて審査をするものとする
- (8) 審査基準日現在で、営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等を受けていない者

6. 名簿の公表

有資格者業者名簿については、当企業団ホームページで公表します。したがって、当該公表を拒否する者の申請は一切受け付けず、申請書が提出された時は、当該公表に同意したものとみなします。名簿には、商号又は名称、住所、登録業種及び格付け等が標示されます。

7. 変更の届け出等

- ①申請書提出後、その内容に変更が生じた時には、速やかに必要書類を添えて届け出てください。様式は全国統一様式（国土交通省の様式も可）です。
- ②経営事項審査の有効期間は、1年7か月です。したがって、申請書に添付した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が満了する前に、新たな経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出してください。尚、提出が無い場合は有効期間が切れた状態と判断され、競争入札参加資格が無くなる場合がありますので、十分注意してください。

<提出要領>

以下の要領によって、書類を編纂し、提出してください。（Ⅰ～Ⅲ全区分共通）

- ①提出書類の用紙の規格は、A4判を原則とします。
- ②申請業種区分ごとに番号順に揃え、ダブルクリップで留めて提出してください。
(ホチキス留め、ファイル綴じ不可)
- ③委任状を提出する場合は、以下の3点を揃えて提出してください。
 - (a) 委任状 (任意様式)
 - (b) 印鑑証明書(本社のもの)
 - (c) 使用印鑑届(支店長等 印)
 - ・委任先箇所(営業所一覧等)に赤線を引き、そのページと委任状に付箋を付けてください。
- ④申請書・委任状の宛名は全て「企業長 佐々木 喜章」と記入してください。
- ⑤受付証送付用に、110円切手付の返信用封筒を同封してください。
- ⑥書類等に不備がある場合には、書類等の補正及び再提出をお願いする場合がございます。
- ⑦提出された書類等は、入札参加資格が認められない場合であっても、返却できません。
- ⑧入札参加資格申請において取得する個人情報、次のとおり利用します。
 - ア 入札参加資格の審査事務
 - イ 入札参加資格申請を行った者に対する指導監督等の事務
- ⑨押印が必要となる場合は全て実印を使用願います。

《申請書類一覧》

I. 建設工事関係

申請書類		区分	様式	備考
◎	①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	原本	様式1	
◎	②工事経歴書	写可	様式2	直前2年分
○	③営業所一覧表	写可	様式3	本社扱い又は営業所がない場合は不要
◎	④経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	写可	定形	・基準日から1年7ヶ月以内のもの ・通知書が未達の場合は、自社で現在申請中の旨を文書として作成し他の書類と一緒に提出すること。
◎	⑤技術者経歴書及び技術職員名簿	写可	様式4 様式5	水道施設工事業の登録技術者は、各資格者証の写しを必ず添付すること
◎	⑥建設業許可証明書の写しまたは建設業許可通知書の写し	写可	定形	建設業許可証明書の写しは申請日以前3ヶ月以内のもの 建設業許可通知書の写しは有効期間が申請日現在有効であるもの
◎	⑦登記事項証明書（全部事項証明書謄本）	写可	定形	個人にあっては、身分証明書
◎	⑧納税証明書	写可	定形	申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの （下記注意事項3参照）
○	⑨委任状	原本	自社	年間委任をする場合
◎	⑩印鑑証明書	写可	定形	申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの
◎	⑪使用印鑑届	原本	自社	

II. 測量・建設コンサルタント関係

申請書類		区分	様式	備考
◎	①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	原本	様式1－1、2、3	
◎	②測量等実績調書	写可	様式2	直前2年分
○	③営業所一覧表	写可	様式3	本社扱い又は営業所がない場合は不要
◎	④技術者経歴書	写可	様式4	
◎	⑤商業登記簿謄本（全部事項証明書謄本）	写可	定形	個人の場合は、身分証明書
○	⑥許可、認可又は登録等証明書	写可	定形	営業上必要とする場合
◎	⑦財務諸表類	写可	自社	直前1年分

※	⑧現況報告書	写可	定形	建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントの測量等に係る申請書類については、⑧の提出がある場合⑤⑥⑦の提出は不要とする
◎	⑨納税証明書	写可	定形	申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの (下記注意事項3参照)
○	⑩委任状	原本	自社	年間委任をする場合
◎	⑪印鑑証明書	写可	定形	申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの
◎	⑫使用印鑑届	原本	自社	

Ⅲ. 物品製造等、役務提供、その他

申請書類		区分	様式	備考
◎	①一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	原本	様式1-1、2、3	
◎	②営業経歴書	写可	様式2	自社様式可
○	③営業所一覧表	写可	様式3	本社扱い又は営業所がない場合は不要
◎	④商業登記簿謄本(全部事項証明書謄本)	写可	定形	個人の場合は、身分証明書
○	⑤許可、認可又は登録等証明書	写可	定形	営業上必要とする場合
◎	⑥財務諸表類	写可	自社	直前1年分
◎	⑦納税証明書	写可	定形	申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの (下記注意事項3参照)
○	⑧代理店・特約店証明書	写可	定形	
○	⑨取扱品目一覧	写可	自社	
○	⑩委任状	原本	自社	年間委任をする場合
◎	⑪印鑑証明書	写可	定形	申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの
◎	⑫使用印鑑届	原本	自社	

注1 「◎」印は必ず提出するもの、「○」印は該当するときに提出するもの、「※」印は任意で提出するものです。

2 申請書の様式は、上記申請書類一覧の様式に従って提出してください。ただし、全国統一様式(国土交通省の様式も含)も可とします。

3 納税証明書は、次のものを添付してください。

(1) 法人

①国税 法人税、消費税及び地方消費税＝全社(様式その3の3)

②県税 茨城県が課税する全項目＝茨城県内に本店、支店又は営業所等がある者(県様式)

③市町税 法人市町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税＝当企業団構成市町(龍ヶ崎、取手市、牛久市、利根町)に本店、支店又は営業所等がある者

※設立間もない法人でまだ課税されていない者は、法人の設立等に関する申告書の写しを提出すること。

(2) 個人

- ①国税 所得税、消費税及び地方消費税＝全社（様式その3の2）
- ②県税 茨城県が課税する全項目＝茨城県内に本店、支店又は営業所等がある者（県様式）
- ③市町税 市町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税＝当企業団構成市町（龍ヶ崎市、取手市、牛久市、利根町）に本店、支店又は営業所等がある者

<お問い合わせ先> 茨城県南水道企業団 総務課庶務係
TEL 0297-66-5131(代)
ホームページ <https://www.ibananww.ne.jp/>
メールアドレス soumu@ibananww.ne.jp